

危機管理マニュアル（不審者）

緊急時における基本的対応

- 1 児童の安全確保を最優先する
- 2 職員への連絡、指示の徹底を図り、学校としての組織的対応を行なう
- 3 警察や医療機関教育委員会等の関係機関との連携を図り地域や保護者の理解、協力を得る

危険防止のための留意事項

- 1 緊急時の対応について、職員及び児童への周知徹底をはかる
- 2 警察、医療機関等の関係機関や地域関係団体、隣接校との連携を密にする
- 3 緊急時の連絡網の整備と確認を行なう
- 4 出入口の管理及び避難経路、避難場所等の確認を行なう

I 学校外での不審者への対応

不審者情報（他校、児童、保護者、地域、関係機関より）

- 状況の確認（現場に急行、警察・教育委員会・他校等からの情報収集）
- 職員への連絡、対応についての協議
- 児童の安全確認・安全確保
- 警察、教育委員会等関係機関への連絡

不審者確認後の対応

- 警察、教育委員会等関係機関からの情報収集及び指示により対応
- 門扉閉鎖、校内及び周辺の巡回
- 児童の安全確認・安全確保
- 職員及び児童への連絡

下校時の対応

- 下校方法の指示・指導
- 職員の下校指導体制の確認
- 地域の関係団体、保護者等へ協力依頼
- 保護者との連絡により安全確認

事後の対応

- 警察、教育委員会等関係機関の指導のもと、今後の対応策について検討
- 警察等関係機関や保護者・地域の関係団体への協力依頼
- 事故に関する問い合わせ・取材等についての窓口の一本化

II 学校内での不審者への対応

不審者情報（職員、児童、外部より）

- 職員室（職員）に連絡
- 複数の職員が現場へ急行
- 児童の安全確認・安全確保



不審者の確認（誤認に注意）

- 氏名、訪問用件、危険物の所持等を確認（距離を保ち、動きに注意）



不審者への対応

- 正確な状況判断のもと、職員が対応
- 職員、児童への連絡（校内放送等）
- 警察、教育委員会等関係機関への連絡
- 児童の安全確保についての判断・指示（避難誘導等）



児童の安全確保への対応

- 児童の所在、現況確認と担当職員への指示
- 職員への指示に基づく児童への指示（待機、避難等）
- 児童の安全確保、避難経路の確保等への職員配置



負傷者等の対応

- 医師、救急車の要請
- 保護者に連絡
- 教育委員会等関係機関への報告



事後の対応（当日）

- 警察、教育委員会等関係機関の指導のもと、今後の対応策について検討
- 教育委員会等への報告
- 児童への説明、指示（帰宅等）
- 保護者、地域関係者等への連絡



事後の対応（後日）

- 精神的な面での事後指導（カウンセラーの配置等）
- 再発防止への対策（警察の巡回要請等）
- 保護者、地域の関係団体等の理解・協力への手だて（保護者会の開催等）
- 事故に関する問い合わせ。取材等についての窓口の一本化

○災害発生時の児童の対応

1 火災の場合

①授業中の場合

授業担当の先生の指示により、火災発生場所を避けて、各指定の出口から、運動場に退避する。

②休憩時、放課後等、授業時以外の場合

あわてず、火災発生場所を避けて、各指定の出口から、運動場に退避する。先生の指示がある場合は、その指示に従う。

2 地震の場合

①授業中の場合

烈震（激しい揺れの場合）の時は、机の下に伏せ、おさまるのを待ってから、先生の指示に従って退避する。退避する場合は、かばんなどで頭を保護する。退避方法は火災の場合に準ずる。

②休憩時、放課後等、授業時以外の場合

烈震（激しい揺れの場合）の時は、机の下に伏せたり、落下転倒物がない小さな部屋（トイレなど）に逃げ込んだりして、おさまるのを待ってから、あわてず各出口から運動場に退避する。（先生の指示がある場合は、指示に従う。）

3 風水害・土砂災害の場合

校内の安全なところで待機、状況に応じて先生の指示に従って帰宅する。

※いずれの場合も、「慌てず、落ち着いて行動する」を徹底すること